

別表十二(九)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(九) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )	円
特定原子力施設の名称	1					
当期準備金積立額	2					円
積立限度額 (当期中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てた廃炉等積立金の金額)	3					
積立限度超過額 (2) - (3) (マイナスの場合は0)	4					
期首特定原子力施設炉心等除去準備金の金額	5					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「9」欄</b></p> <p>特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10597」</p> <p>③ 「適用額」欄：「9」欄の金額</p> </div>						
越算額	7					
同上以外の場合による 益金算入額	7					
計 (6) + (7)	8					
当期準備金積立額のうち 損金算入額 (2) - (4)	9					
期末特定原子力施設炉心等 除去準備金の金額 (5) - (8) + (9)	10					
<p>貸借対照表の取崩不足額 (8) - ((2) - ((11) - 前期の(11)))</p>						
<p>差引 (11) - (10)</p>						
<p>当期に生じた差額の合計額 (4) + (13)</p>						
<p>前期末における差額 (前期の(12))</p>						